

公 告

下記森林について森林経営管理法第 25 条第 1 項の規定により公告する。

苫小牧市告示第 3 2 号
令和 7 年 1 月 2 3 日

苫小牧市長 金澤 俊



記

1 森林の所在等

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
集 R7-5	苫小牧市字美沢 396-11	53 林班 36 小班	山林	0.1653

2 この公告は、別添の経営管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者を確知できないことから行うものである。

3 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して 6 月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて苫小牧市に提出するものとする。

4 前項の規定による申出がないときは、都道府県知事が森林経営管理法第 27 条第 1 項の規定により、裁定をすることがある。

5 上記森林について、別添の経営管理権集積計画の定めるところにより、苫小牧市が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける。

6 経営管理権に基づき、当該森林について

(1) 森林経営管理法第 33 条第 1 項の規定による市町村森林経営管理事業の実施による経営管理

(2) 森林経営管理法第 35 条第 1 項に規定された経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理のいずれかが行われる。

7 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①	別添集積計画の公告日から	令和11年3月31日まで	○ 乙は、存続期間中に枯損木、傾斜木等の危険木の伐採を含めた間伐を1回実施することにより健全な林分の育成を図るものとする。なお、重機による作業が必要な場合については、集材路の設置及び支障木の伐採を実施するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防及び被害状況や不法投棄の有無の確認のため、年1回程度の森林の巡視を行うものとする。気象害等により倒木が発生し、林道の通行に支障が生じる恐れのある場合は、必要に応じて倒木処理を行うものとする。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	

8 経営管理権及び経営管理実施権の設定に係る法律関係に関する事項

以上

(備考)

- 1 当該森林について定めることとする経営管理権集積計画を併せて公告すること。